

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 54 号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 15 年佐賀県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 3（第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準			別表第 3（第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準		
1 略			1 略		
2 規制基準			2 規制基準		
(1) 有害物質に係る規制基準			(1) 有害物質に係る規制基準		
有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準	有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準
略			略		
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3 ミリグラム</u>	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未 満	トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.1 ミリグラム</u>	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未 満
略			略		
備考 略			備考 略		
(2) 略			(2) 略		
別表第 9（第 26 条関係） 地下水の水質浄化に係る基準			別表第 9（第 26 条関係） 地下水の水質浄化に係る基準		
有害物質	基準値		有害物質	基準値	

改正前		改正後	
略		略	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラ △	トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラ △
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。